

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文部科学省）

制 度 名	寄附金控除への年末調整の導入				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="874 546 1489 667"> <tr> <td data-bbox="874 546 1219 667">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 546 1489 667">0 百万円 （0 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （0 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （0 百万円）				
<p>新設・ 拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国が発展を図り、また豊かな社会を築いて行く上で、教育等を振興することは重要であり、文部科学省においては、これらを政策目標や施策目標に掲げ、取組を進めている。これらの活動を振興する上で、公益的活動を行う法人等の活動の財政基盤を強化し、それぞれの活動を活発化させていくことが望まれ、そのための方策として、法人等に対する個人からの寄附を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 22 年度の税制改正により、個人が学校法人等に寄附した場合の適用下限額が引き下げられ、個人からの寄附を促進する環境の充実が図られたところである。また、政府としても「新しい公共」の実現に向け、「国民が寄附をしやすくするための税制などの制度改革」が求められており、特に草の根の寄附を促進する重要性が一層高まっている。</p> <p>現状、一定の条件を満たした法人等への寄附については、所得控除の措置がとられている。しかしながら、寄附金控除については、他の控除とは異なり、確定申告を行うこととされている。確定申告手続きについては、電子納税等、簡易化されてきているが、多くの者は税務署に出向くか郵送による手続きを行っており、特に低額寄附者にとっては、その郵送費や移動費等のコストは、寄附金控除の優遇効果を低めている。</p> <p>そのため、寄附金控除についても、他の控除と同様に年末調整の対象にすることにより、寄附者の確定申告に係る負担を軽減するとともに、広く寄附者が控除のメリットを享受できるようにし、寄附しやすい環境の充実や寄附文化の醸成を図ることが必要である。</p> <p>なお、昨年度の税制改正大綱においても、寄附の年末調整への導入については検討を行うこととされている。</p> <p>○ 平成 22 年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～（平成 21 年 12 月 22 日）</p> <p>③寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充については、所得税の寄附金控除の適用下限額の引き下げを含むこれまでに行った制度拡充の効果の検討を行うとともに、寄附金控除を年末調整の対象とするか否かについては、執行面の問題などを検討します。</p>				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上 政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 政策目標 1 1 スポーツの振興 施策目標 1 1-1 子どもの体力の向上 施策目標 1 1-2 生涯スポーツ社会の実現 施策目標 1 1-3 我が国の国際競技力の向上 政策目標 1 2 文化による心豊かな社会の実現 施策目標 1 2-4 文化芸術振興のための基盤の充実</p>
		政策の達成目標	学校法人をはじめとする公益に資する団体の寄附収入を増加させることにより、各団体の経営基盤の強化や活動の活性化を通じて、教育、文化、スポーツ、科学技術・学術の振興を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	学校法人をはじめとする公益に資する団体の経営基盤、財政基盤については、寄附金等の外部資金の活用により、強化が図られているものの、近年の少子化や厳しい経済情勢等も踏まえ、より一層環境の整備が必要とされる。
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>〈法人〉 文部科学省所轄学校法人（688 法人） 国立大学法人（86 法人） 公立大学（95 大学） 文化芸術関係法人（48 法人） スポーツ関係法人（13 法人） 等 〈個人〉 平成 20 年度に寄附金控除を行った者は 208,235 人であり、このうち、年末調整の対象となる所得 2000 万以下の者は 171,767 人である。なお、平成 20 年度年末調整を行った者は 4206 万人。</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	寄附金控除に係る手続きの年末調整化により、寄附文化の醸成につながり、寄附金収入増加による各団体の経営基盤強化や活動の活性化に伴い、教育、文化、スポーツ、科学技術・学術等の振興がよりいっそう図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>法人税法第 37 条（寄附金の損金不算入） 所得税法第 78 条（寄附金控除）</p>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>（平成 22 年度実績） 国立大学法人運営費交付金：1 兆 1,585 億円 私立大学等経常費補助：3,222 億円 私立高等学校等経常費助成費等補助：999 億円</p>

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>教育等の公益的活動を行う法人等が安定的・継続的に活動を行っていくためには、国等からの助成に加えて多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。 予算上の措置による法人等への直接の支援とは別に、寄附金収入の確保・増加に向けた各法人等の自主努力を支援することで、国からの支援とあわせて、各団体の経営基盤の強化並びに活動の活性化に資すると考えられる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>寄附者のインセンティブを高める手段としては、寄附のメリットを高めること（控除額の引き上げ）に併せ、そのメリットを簡易に享受できるようにする環境を整備することが必要である。寄附をした場合の所得控除については、他の控除と異なり、確定申告することとなっている。これを年末調整の対象とすることにより、①確定申告に係る手続き及び費用が不要となり、寄附者にとっての負担が軽減される、②寄附に係る手続きが簡素化されることにより、寄附の拡大につながる、などから、これらの措置を講じることは妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>-</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>-</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>-</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>-</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成22年度税制改正要望にて寄附金控除の適用下限額の引き下げとともに要望を行ったが、年末調整の導入については「執行面の問題などについて、市民公益税制PTにおいて検討する」とされた。</p>	